

「不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令」について

平成 26 年 11 月 27 日
消費者庁

消費者庁は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を定めたので、同法第 43 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

1. 命令等の題名

不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

2. 意見公募手続を実施しなかった理由

本府令は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）による、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）の改正に伴い、立入検査をする職員が携帯する身分証明書に引用されている当該法律及び政令の条文を改正する等所要の改正をするものであり、本改正内容は、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に規定する「意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更」に該当することにより、同項の規定に基づく意見公募手続を要しない改正内容であるため。

3. その他

本府令の内容は、別紙のとおり。

以上